第85期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

第85期（2015年４月１日～2016年３月31日）

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

② 連結計算書類の連結注記表

③ 計算書類の個別注記表

株式会社ジャックス

法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.jaccs.co.jp/corporate/ir/stock/meeting/index.html）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

【2015年度内部統制システムの整備状況】

当社の2015年度内部統制システムの整備状況の概要は、下記のとおりとなります。

内部統制システムに関する基本方針	運用状況
当社は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を定める。また、本方針に基づく内部統制システムの整備状況を継続的に評価し、必要な改善を図ることにより、一層実効性のある適正な内部統制システムの構築・運用を実施していくものとする。	当社は、内部統制システムの目的である業務の適正等を確保する観点から、以下の通り同システムの運用を行いました。結果、当事業年度における内部統制システムは企業集団ベースも含め有効に機能したものと判断しております。今後も外部及び内部の環境変化に対応し、継続的に内部統制システムの高度化を図るべく、定期的に検証し、必要に応じて見直しを行ってまいります。 尚、「内部統制システムに関する基本方針」を2016年３月18日付取締役会において見直し決議いたしました。見直し後の基本方針は2016年４月１日から適用されます。

１．取締役の法令等遵守態勢

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
(1) 法令、定款等の遵守を目的として、「倫理規程」等の社内規程を定め、取締役自らが率先垂範する。	○企業倫理の浸透及び法令遵守を経営の最重要課題の一つと認識し、その重要性を様々な会議・研修等の場においてグループ役職員に対して周知しています。
(2) 企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに不当要求を拒絶し、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係を遮断する。	○「反社会的勢力に対する基本方針」に則り、対応統括部署を定め、反社会的勢力との取引防止を図っています。
(3) 取締役会によって取締役の職務の執行を監視する。	○各取締役は定められた業務分掌に基づいて職務を執行し、取締役会に業務執行報告を行うこと等により、取締役会（年８回開催）にて監督を行っています。
(4) 内部統制及びコンプライアンス体制を整備・推進するため、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催する。	○定期的に内部統制委員会（年６回）及びコンプライアンス委員会（年12回）を開催し、グループベースでの適正な運営を行っています。また、当該委員会にて報告・協議された事項のうち重要な事項と判断されるものについては適宜取締役会に報告されています。

2．情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	○「文書の保存に関する規程」に基づいて、適正に情報の保存及び管理を行っています。 ○情報セキュリティについて、情報資産の安全性を確保するための基本事項及び対策を定め遵守しています。また、情報セキュリティ運営委員会を定期的に開催（年５回）し、態勢の高度化を図っています。
(1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて定められた期間、保存する。	
(2) ＪＡＮＥＴホストシステム開発・保守・運用の管理業務において、「ＩＳＯ／ＩＥＣ27001」を取得しており、これの求める規準を維持して情報資産の管理を行う。	
(3) これらの文書、情報等は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。	

3．リスク管理体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制	○取締役会にて新たに「リスクマネジメント規程」の制定を決議し、リスクマネジメント基本方針を定め、リスクマネジメント態勢のさらなる整備を図りました。 ○「商品・業務リスク管理規程」に則り、本部の各部室及び関係会社が所管するリスクの抽出を行い、リスクカテゴリー毎にリスクの評価を行うことにより、グループ全体のリスクを網羅的に管理し、対策を講じています。 ○内部統制委員会の下部組織である商品・業務リスク協議会を定期的に開催（年６回）し、抽出された最重要リスクについて対策を講じ、的確なリスク対応が図られているか検討・確認を行っています。 ○事業活動の遂行等に重大な影響を与える突発的な発生事項については「緊急対策協議会運営規程」に則り対応するものとしています。尚、当該年度は緊急対策協議会が開催されることはありませんでした。
(1)「商品・業務リスク管理規程」により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築する。	
(2) 事業上のリスクとして、信用リスク・市場関連リスク・事務リスク・システムリスク・コンプライアンスリスク・情報関連リスク等を認識し、これらリスクカテゴリー毎の管理統括部署を定め、会社横断的にリスクの評価・管理等を行う。	
(3) 内部統制委員会の下部組織として商品・業務リスク協議会を設置し、適切なリスク管理が行える体制とする。	
(4) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、緊急対策協議会運営規程に則り緊急対策協議会を招集し、迅速な対応を行うことにより損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。	

４．職務執行の効率性確保の体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	○前年度に当該年度から始まる中期経営計画「ＡＣＴ－Σ」を策定し、定期的に経営会議等で進捗状況を評価・管理しています。 ○「職務分掌及び職務決裁権限に関する規程」に基づいて、グループ全体で効率的かつ機能的な職務執行を行っています。 ○経営会議を開催（年33回）し、重要事項を経営陣が検討・協議しています。また、取締役会にて審議される重要事項について経営会議にて事前に協議を行い、取締役会に議案として提出しています。 ○コーポレートガバナンス向上等の観点から、「ガバナンス委員会」「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」の設置を取締役会にて決議し、次年度から開催することとしました。
(1) 企業価値向上のために制定した中期経営計画及び年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行う。	
(2) 執行役員制度を導入し、取締役は12名以内とする。その少人数の取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監視を行う。職務の執行は執行役員（取締役兼務者含む）が取締役会の決議に基づいて役割を分担し、効率的な執行ができる体制とする。	
(3)「本部の組織・職制・職務分掌規程」等により、役割と責任、職務等について定める。	
(4) ＣＯＯの諮問機関として、事業部門を統括する執行役員等で構成する経営会議を、定期（原則月３回）及び必要に応じて開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。	
(5) 地域毎に営業拠点を統括する部長（エリア統括部長）と役員等との会議を定期的に開催し、各地域の執行状況の報告、課題の検討等を行う。	

5．使用人の法令等遵守体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
(1) 倫理規程及び行動規程を記載した冊子「Ｊ－Ｎａｖｉ」を当社及び子会社の全役職員に配布し、企業倫理等の基本姿勢を明確にするとともに、その周知を図る。	○倫理規程及び行動規程を記載した冊子「Ｊ－Ｎａｖｉ」をグループ全役職員に配布し、読み合わせ等を行いました。また、コンプライアンス上のセルフチェックを随時行うべく、役職員にコンプライアンス・カードを配布し、常に携帯することとしています。
(2)「本部の組織・職制・職務分掌規程」等及び「職務決裁権限規程」により、職務の範囲や権限を定め、適切な牽制が機能する体制とする。	○毎期「ジャックスグループのコンプライアンス運営の重点」を制定し、グループ全体へ内容の周知徹底を行っています。
(3) コンプライアンス統括部門がコンプライアンスに関わる企画立案・推進・教育・モニタリング等を行うとともに、よりコンプライアンスの実効性を確保するために各エリアにコンプライアンス統括責任者、各部署毎に推進責任者及び推進担当者を設置し、継続的な教育を通して職務執行上関連の深い割賦販売法、貸金業法、資金決済法を始めとする各種関係法令の遵守を図る。	○コンプライアンス・プログラムの策定・実施、コンプライアンス研修等を通じて、コンプライアンス運営の推進を図っています。 ○内部管理部門はオンサイト・オフサイトモニタリングを実施し、法令遵守状況の検証を行っています。
(4) 当社の代表取締役社長直轄の内部監査部門は、牽制機能が働く組織として「内部監査規程」等に従って当社及び子会社の監査を行う。	○監査室はグループ全体の134拠点に対し、法令及び定款等の遵守状況の監査を行い、必要に応じて改善のための指示または勧告を行うとともに、取締役及び監査役へ結果を報告しています。

6．財務報告の信頼性確保の体制

財務報告の信頼性を確保するための体制	
当社及び子会社等は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。	○金融商品取引法に係る内部統制の整備及び運用状況の監査を行い、監査の進捗状況及び有効性の評価結果を内部統制委員会及び取締役会に報告しています。

7．グループ管理体制

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
(1) 子会社を管理する部署には担当役員を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する体制とする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。	○主管部署は子会社の業務執行等の報告を受け、子会社の業務の適正を管理するとともに、適宜当社の経営会議等にそれに係わる報告を行っています。また、子会社の取締役の職務執行状況及び業績等については当社の取締役会にも四半期毎に報告しています。 ○監査室は海外子会社を含む子会社５社に対し監査を行い、必要に応じて改善のための指示または勧告を行うとともに、取締役及び監査役に結果を報告しています。 ○グループ間取引については「関係会社管理規程」に則り、取引の透明化を図っています。 ○子会社が抽出した最重要リスクについては商品・業務リスク協議会にて報告・検討されています。 ○グループ全体で利用可能な内部通報制度（ホットライン）を設け、通報内容に対しては調査・検討のうえで適切な対応を行っています。 ○法令及び社内規程等に違反または違反する可能性のある事象の報告体制を定め、対応が必要な事案については関係部署が連携をして解決を図るとともに、再発防止策を講じています。
(2) 子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員または弁護士が取締役に就くことにより、当社が会社の業務の適正を監視できる体制とする。	
(3) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。	
(4) 当社と子会社との取引（子会社間の取引を含む）については、第三者との取引と比較して著しく有利又は不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制とする。	
(5) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。	
(6) 子会社が規程等に基づいて実施するリスク管理を当社もその評価等を行う体制とする。	
(7) 内部通報制度（ホットライン）の窓口を当社及び子会社の共用のものとして社内外に設けるとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。	
(8) 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の本部所管部及びコンプライアンス部門に報告する体制とする。	
(9) 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。	

（監査役の監査の実効性を確保するための体制）

8．監査役の職務を補助する使用人の体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項	○監査役会事務局を設置し、その職務を専ら行う使用人を１名配置しています。
(1) 監査役の職務を補助する「監査役会事務局」を設置し、監査役会事務局所属の使用人を配置する。	
(2) 監査役会事務局の人数等は常勤監査役との間で協議のうえ決定する。	

9．監査役の使用人の独立性に対する体制

前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項	○「監査役監査の実効性確保に関する規程」に則り、使用人は監査役職務の補助に専念しており、使用人の任命・異動については監査役の同意を得ることとしています。尚、当該年度において実際に監査役の同意を得て使用人の異動を実施しました。 ○当該使用人の人事評価についても予め監査役から同意を得たうえで行っています。
(1) 監査役会事務局の使用人は専任とし、専ら監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行う。	
(2) 監査役会事務局の使用人の任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。	

10．監査役への報告体制

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制	○監査役は取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況の把握をしています。 ○「監査役監査の実効性確保に関する規程」に基づき、監査役に求められた事項を速やかに報告しています。また、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを受けたことはありません。 ○代表取締役決裁の稟議書、重要会議の議事録等は速やかに監査役に回覧されています。 ○内部通報制度に基づき通報された内容は速やかに監査役に報告されています。
(1) 監査役と協議のうえ制定した「監査役監査の実効性確保に関する規程」に基づき、当社の取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告を行う体制とする。	
(2) 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査役に回覧する。	
(3) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。	
(4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。	
(5) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。	

11. その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	○監査役会は代表取締役と定期的（年５回）に会合を行い、監査の状況、経営上の課題等について意見交換を行っています。 ○監査役は監査室と定期的に会議を開催し、意見または情報の交換を行っています。 ○監査役は子会社の取締役・監査役及び会計監査人と意見交換会を開催しています。
(1) 監査役が代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。	
(2) 代表取締役は監査役会と定期的に会議を開催し、監査役が意見または情報の交換ができる体制とする。	
(3) 内部監査部門は監査役との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けることができる体制とする。	
(4) 監査役が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。	

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用等に係る方針

監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針	○「監査役監査の実効性確保に関する規程」に則り、監査役に係る監査費用について監査役の請求に従い円滑に処理を行っています。
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。	

(注) 上記の「内部統制システムに関する基本方針」は当該事業年度中の体制を記載しておりますが、2016年３月18日の取締役会において、一部を改定した「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。改定後の体制につきましては、当社ホームページ及び東京証券取引所に開示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　5社

・ジャックス債権回収サービス株式会社
・ジャックス・トータル・サービス株式会社
・ジャックスリース株式会社
・ジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社
・JACCS International Vietnam Finance Co.,Ltd.

（2）非連結子会社の名称等

・JACCS INTERNATIONAL（Hong Kong）Co.,Ltd.

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社１社は、小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の関連会社数　1社

・PT Mitra Pinasthika Mustika Finance

（2）持分法を適用しない非連結子会社の名称

・JACCS INTERNATIONAL（Hong Kong）Co.,Ltd.

（持分法を適用しない理由）

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

（3）持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

PT Mitra Pinasthika Mustika Financeについては、決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

JACCS International Vietnam Finance Co.,Ltd. の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ．時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ．時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（最長５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を勘案して必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員及び使用人兼務役員の賞与支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ ポイント引当金
クレジットカード会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、連結貸借対照表において計上しております当該引当金は、全て連結子会社の役員退職慰労引当金であります。
⑤ 利息返還損失引当金
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
（4）退職給付に係る会計処理の方法
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
（5）主な営業収益の計上基準
① 顧客手数料
期日到来基準により計上しております。
イ．包括信用購入あっせん
残債方式
ロ．個別信用購入あっせん
残債方式
ハ．信用保証
残債方式（一部保証契約時に計上）
ニ．融資
残債方式
② 加盟店手数料
取扱高計上時に一括して計上しております。

（6）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

（7）重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

時価との評価損益を、資産又は負債に繰り延べる繰延ヘッジ処理を行っております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

イ．ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ロ．ヘッジ対象

借入金

③ ヘッジ方針

将来の金利変化、為替変動によるリスクを軽減することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

（8）その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、５年間で均等償却を行っております。

（会計方針の変更に関する注記）

・企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

（追加情報）

・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

（１）取引の概要

当社は、2012年11月5日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」の導入を決議いたしました。

本制度では、当社が「ジャックス職員持株会」（以下、「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後５年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め定める取得期間中に一括して取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

（２）信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

（3）信託が保有する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度末においてそれぞれ550百万円、1,233千株、当連結会計年度末においてそれぞれ376百万円、844千株であります。

また、当該自己株式の前連結会計年度及び当連結会計年度における期中平均株式数はそれぞれ1,389千株、1,054千株であります。当該株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．担保に供している資産とこれに対応する債務

（1）担保に供している資産

割賦売掛金	84,817百万円

（2）対応する債務

短期借入金	36,265百万円
１年内返済予定の長期借入金	6,145百万円
長期借入金	44,960百万円
計	87,370百万円

２．保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

PT Mitra Pinasthika Mustika Finance	1,701百万円 (200,000百万インドネシアルピア)
	1,071百万円 (9百万USドル)

外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

3．割賦利益繰延

	当連結会計年度末残高
包括信用購入あっせん	747百万円
個別信用購入あっせん	44,697百万円
信用保証	58,797百万円
融資	8百万円
その他	1百万円
計	104,253百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　175,395,808株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2015年6月26日定時株主総会	普通株式	1,210	7	2015年3月31日	2015年6月29日
2015年11月5日取締役会	普通株式	1,211	7	2015年9月30日	2015年12月4日

（注）1．2015年6月26日定時株主総会決議の配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・75579口）に対する8百万円が含まれております。

2．2015年11月5日取締役会決議の配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・75579口）に対する7百万円が含まれております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2016年6月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,211	7	2016年3月31日	2016年6月30日

（注）2016年6月29日定時株主総会において決議予定の配当金総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・75579口）に対する5百万円が含まれております。

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　621,000株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、クレジット、カード、信用保証、融資などの信販事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、金融機関借入れによる間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行によって資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という。）を利用しており、その一環として、一部デリバティブ取引も行っております。また、当社の一部連結子会社には、リース業を行っている子会社があります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の個別クレジット・包括クレジットに対する割賦売掛金であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に株式であり、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の借入れを行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより、当該リスクを回避しております。外貨建預金は、為替の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当社では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスクに対して、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。このほか、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である長期借入金に金利スワップの特例処理を行うことがあります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社の信用リスクに関する諸管理規程に従い、割賦売掛金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各審査部署、各エリア統括部により行われております。さらに、与信管理の状況については、審査事務部、信用管理部、監査室がチェックしております。

② 市場リスクの管理

イ．金利リスクの管理

当社グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び内規において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。日常的には財務部において、金利予測に基づく金利感応度分析を行い、３ヶ月ごとにALM委員会で報告しております。

なお、ALMにより金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っております。

ロ．為替リスクの管理

当社グループは、為替変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、現在は取扱いがありませんが、今後一部為替予約等を利用することがあります。

ハ．価格変動リスクの管理

保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであります。取引先の市場環境、財務状況及び有価証券価格の継続的なモニタリングを実施しております。これらの状況を総合的に勘案し、経営者へ報告していくことにより、保有株式の価格変動リスクの軽減を図っております。

ニ．デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する担当をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブに関する規程、内規に基づき実施されております。

ホ．市場リスクに係る定量的情報

・トレーディング目的の金融商品

トレーディング目的で保有する金融商品はありません。

・トレーディング目的以外の金融商品

主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「短期借入金」、「長期借入金」、「社債」、「デリバティブ取引」のうち、「金利スワップ取引」であります。これらの金融商品について、期末後６ヶ月程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた当面６ヶ月間の損益に与える影響額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融商品を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。金利以外のリスク変数が一定であることを仮定し、2016年３月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合には、金融費用が273百万円増加するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、ALMを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブに係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	84,073	84,073	―
⑵ 割賦売掛金	1,191,815		
貸倒引当金	△11,366		
割賦利益繰延	△45,455		
	1,134,994	1,202,902	67,907
⑶ 投資有価証券			
その他有価証券	15,143	15,143	―
資産計	1,234,211	1,302,119	67,907
⑴ 短期借入金	215,951	215,951	―
⑵ コマーシャル・ペーパー	267,000	267,000	―
⑶ 社債	105,000	106,544	1,544
⑷ 長期借入金（*1）	497,336	503,495	6,159
負債計	1,085,287	1,092,990	7,703
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されているもの	(23)	(23)	―
デリバティブ取引計	(23)	(23)	―

	時価
その他	
債務保証契約	209,731

（*1）長期借入金のうち、１年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）割賦売掛金

割賦売掛金の時価の算定は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（３）投資有価証券

その他有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

（１）短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

（４）長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

金利関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	短期借入金	4,000	2,000	△23
合計			4,000	2,000	△23

（注）時価の算定方法　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

その他

債務保証契約

信用保証契約の時価の算定は、回収可能性を反映した保証料の受取見込額から、保証の履行可能性や担保による回収可能性等を反映した代位弁済債権の毀損見込額を控除した残額を、残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	6,714

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。また、非上場株式について当連結会計年度は49百万円減損処理を行っております。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
現金及び預金	84,073	―	―	―	―	―
割賦売掛金	375,916	193,490	143,291	102,021	69,338	307,757
合計	459,990	193,490	143,291	102,021	69,338	307,757

（注４）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
短期借入金	215,951	―	―	―	―	―
コマーシャル・ペーパー	267,000	―	―	―	―	―
社債	―	20,000	15,000	10,000	30,000	30,000
長期借入金	143,426	73,515	80,850	86,226	65,818	47,500
合計	626,377	93,515	95,850	96,226	95,818	77,500

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　772円81銭

１株当たり当期純利益　44円02銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1．税効果会計関係

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
繰越欠損金	684百万円
賞与引当金	783百万円
ポイント引当金	1,267百万円
貸倒引当金	194百万円
利息返還損失引当金	388百万円
投資有価証券	401百万円
減価償却超過額	670百万円
その他	613百万円
繰延税金負債との相殺	△1,089百万円
繰延税金資産小計	3,915百万円
評価性引当額	△1,206百万円
繰延税金資産合計	2,708百万円
（繰延税金負債）	
退職給付に係る資産	△1,245百万円
その他有価証券評価差額金	△1,745百万円
その他	△7百万円
繰延税金資産との相殺	1,089百万円
繰延税金負債合計	△1,909百万円
繰延税金資産の純額	799百万円

（2）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年３月29日に国会で成立し、2016年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.3％から2016年４月１日に開始する連結会計年度及び2017年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9％に、2018年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は13百万円、繰延ヘッジ損益が０百万円、退職給付に係る調整累計額が22百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が87百万円、その他有価証券評価差額金が96百万円それぞれ増加しております。

２．退職給付関係

（１）採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

（２）確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,942百万円
勤務費用	1,019百万円
利息費用	239百万円
数理計算上の差異の発生額	2,187百万円
退職給付の支払額	△772百万円
退職給付債務の期末残高	22,615百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	26,470百万円
期待運用収益	529百万円
数理計算上の差異の発生額	△570百万円
事業主からの拠出額	1,013百万円
退職給付の支払額	△772百万円
年金資産の期末残高	26,669百万円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	22,615百万円
年金資産	△26,669百万円
	△4,053百万円
非積立型制度の退職給付債務	－百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△4,053百万円
退職給付に係る負債	－百万円
退職給付に係る資産	△4,053百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△4,053百万円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,019百万円
利息費用	239百万円
期待運用収益	△529百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△251百万円
過去勤務費用の費用処理額	－百万円
その他	80百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	558百万円

⑤ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	－百万円
数理計算上の差異	3,009百万円
合計	3,009百万円

⑥ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	－百万円
未認識数理計算上の差異	1,349百万円
合計	1,349百万円

⑦ 年金資産に関する事項

イ．年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	18%
一般勘定	38%
現金及び預金	2%
合計	100%

ロ．長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率　0.3%

長期期待運用収益率　2.0%

予想昇給率　3.0%

(注) 当連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は1.2%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を0.3%に変更しております。

（3）確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、459百万円であります。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

イ．時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ．時価のないもの

移動平均法による原価法

（2）デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（最長５年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

（4）長期前払費用

法人税法の規定に基づく定額法

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を勘案して必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員及び使用人兼務役員の賞与支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

（3）ポイント引当金

クレジットカード会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。なお、計算の結果、当事業年度末における退職給付引当金が借方残高となるため、投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（5）利息返還損失引当金

将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

4．営業収益の計上基準

（1）顧客手数料

期日到来基準により計上しております。

① 包括信用購入あっせん

残債方式

② 個別信用購入あっせん

残債方式

③ 信用保証

残債方式（一部保証契約時に計上）

④ 融資

残債方式

（2）加盟店手数料

取扱高計上時に一括して計上しております。

5．ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

時価との評価損益を、資産又は負債に繰り延べる繰延ヘッジ処理を行っております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

② ヘッジ対象

借入金

（3）ヘッジ方針

将来の金利変化、為替変動によるリスクを軽減することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

（4）ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

6．その他計算書類作成のための基本となる事項

（1）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（2）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、５年間で均等償却を行っております。

（会計方針の変更に関する注記）

・企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。
これによる計算書類に与える影響はありません。

(追加情報)

・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引
従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産とこれに対応する債務

（1）担保に供している資産	
割賦売掛金	84,817百万円
（2）対応する債務	
短期借入金	36,265百万円
１年内返済予定の長期借入金	6,145百万円
長期借入金	44,960百万円
計	87,370百万円

2．保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

JACCS International Vietnam Finance Co.,Ltd.	534百万円 (106,000百万ベトナムドン)
PT Mitra Pinasthika Mustika Finance	1,701百万円 (200,000百万インドネシアルピア)
	1,071百万円 (9百万USドル)

外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	154百万円
短期金銭債務	271百万円

4．割賦利益繰延

	当事業年度末残高
包括信用購入あっせん	747百万円
個別信用購入あっせん	44,697百万円
信用保証	61,548百万円
融資	8百万円
計	107,003百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引

営業取引による取引高

営業収益	3,140百万円
営業費用	2,734百万円
営業取引以外の取引高	10百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数　　普通株式　　3,153,659株

（注）当事業年度末の普通株式の数には、従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式844,000株を含めております。これは、当該従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式について、貸借対照表において自己株式として表示しているためであります。

（税効果会計に関する注記）

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	744百万円
ポイント引当金	1,267百万円
利息返還損失引当金	388百万円
投資有価証券	397百万円
減価償却超過額	670百万円
その他	727百万円
繰延税金負債との相殺	△1,080百万円
繰延税金資産小計	3,114百万円
評価性引当額	△508百万円
繰延税金資産合計	2,606百万円

（繰延税金負債）

前払年金費用	△1,658百万円
その他有価証券評価差額金	△1,745百万円
繰延税金資産との相殺	1,080百万円
繰延税金負債合計	△2,323百万円
繰延税金資産の純額	283百万円

（2）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年３月29日に国会で成立し、2016年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から2016年４月１日に開始する事業年度及び2017年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、2018年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は13百万円、法人税等調整額が82百万円、その他有価証券評価差額金が96百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が０百万円減少しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

関連当事者との取引

（1）親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
法人主要株主	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	銀行業	被所有 直接 20.32	金銭借入関係	資金の借入	短期及び長期借入金の借入 126,877	短期借入金	14,700
							１年内返済予定の長期借入金	38,500
							長期借入金	73,700
						コマーシャル・ペーパーによる借入 130,000	コマーシャル・ペーパー	70,000
					利息の支払	1,665	前払費用	30
							未払費用	9
				業務提携関係	各種ローン保証	債務保証（純額） 9,440	信用保証買掛金	36,390
						保証料の受取 273	―	―

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行からの借入利率は一般市中金利となっております。

また、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行からの借入につきましては、他行からの資金調達と同様に取締役会決議及び社内規程により決定しております。

保証料率は一般取引条件となっております。

２．重要な取引のみを記載しております。

（2）子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ジャックスリース株式会社	リース業務及びオートオークション出品代行業務	所有直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付	貸付金及び長期貸付金の貸付 44,500	貸付金	27,024
							長期貸付金	29,151
					利息の受取	459	未収収益	42

（注）　取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付の利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

（3）同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	信託銀行業	被所有 直接 1.63	金銭借入関係	資金の借入	短期及び長期借入金の借入 424,200	短期借入金	29,300
							1年内返済予定の長期借入金	4,900
							長期借入金	29,700
						コマーシャル・ペーパーによる借入 37,000	コマーシャル・ペーパー	12,000
					利息の支払	462	前払費用	4
							未払費用	3
				業務提携関係	各種ローン保証	債務保証(純額) 562	信用保証買掛金	125,252
						保証料の受取 3,689	―	―

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社からの借入利率は一般市中金利となっております。

また、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社からの借入につきましては、他行からの資金調達と同様に取締役会決議及び社内規程により決定しております。

保証料率は一般取引条件となっております。

2．重要な取引のみを記載しております。

（4）役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	藤﨑三郎助	当社監査役 株式会社藤﨑代表取締役社長	―	―	株式会社藤崎との営業取引	66	支払手形	489
					当社との加盟店契約に基づく受取手数料		買掛金	188

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引先と同様であります。
2．株式会社藤崎との取引は、いわゆる第三者のための取引であります。
3．消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	773円30銭
1株当たり当期純利益	48円09銭

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（注）本計算書類中の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。